

令和2年10月

美里町教育委員会定例会議事録

令和2年10月教育委員会定例会議

日 時 令和2年10月29日（木曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎2階多目的ホール

出席者 教育委員（5名）

	教 育 長	大 友 義 孝
1 番	教育長職務代理者	後 藤 眞 琴
2 番	委 員	成 澤 明 子
3 番	委 員	留 守 広 行
4 番	委 員	大 森 眞智子

欠席なし

説明員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長 兼学校教育環境整備室長	佐 藤 功太郎
課長補佐兼総務係長 兼郷土資料館長	藤 崎 浩 司
学校教育専門指導員	阿 部 毅
特別支援教育専門員	伊 藤 淳
教育総務課主事	青 山 裕 也
課長補佐兼南郷学校給食 センター長兼学校給食係長	三 浦 徳 夫

傍聴者 0名

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第25号 区域外就学について

第 4 報告第26号 指定校の変更について

- 第 5 報告第 27 号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（9 月分）について
- 第 6 報告第 28 号 美里町心身障害児就学指導審議会の答申について
- 第 7 報告第 29 号 基礎学力向上等について
- 第 8 報告第 30 号 美里町学校給食運営審議会の答申について
- ・ 審議事項
- 第 9 議案第 15 号 美里町教育委員会請願処理規則の公布について
- ・ 協議事項
- 第 10 美里町立中学校給食調理業務の委託について
- 第 11 美里町学校給食費に関する条例の一部改正について
- 第 12 美里町立学校管理に関する規則の一部改正について
- ・ その他
- 美里町招致外国青年就業規則の一部改正について
- 美里町における幼児教育・保育の一元化について
- 行事予定等について
- 令和 2 年 11 月教育委員会定例会の開催日について
- ・ 閉会
-

本日の会議に付した事件

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第 25号 区域外就学について

第 4 報告第 26号 指定校の変更について

第 5 報告第 27号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（9月分）について

第 6 報告第 28号 美里町心身障害児就学指導審議会の答申について

第 7 報告第 29号 基礎学力向上等について

第 8 報告第 30号 美里町学校給食運営審議会の答申について

- ・ 審議事項

第 9 議案第 15号 美里町教育委員会請願処理規則の公布について

- ・ 協議事項

第 10 美里町立中学校給食調理業務の委託について

第 11 美里町学校給食費に関する条例の一部改正について

第 12 美里町立学校管理に関する規則の一部改正について

- ・ その他

美里町招致外国青年就業規則の一部改正について

美里町における幼児教育・保育の一元化について

行事予定等について

令和2年11月教育委員会定例会の開催日について

【以下、秘密会扱い】

- ・ 報告

第 3 報告第 25号 区域外就学について【秘密会】

第 4 報告第 26号 指定校の変更について【秘密会】

第 5 報告第 27号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（9月分）について【秘密会】

午後1時30分 開会

○教育長（大友義孝） では、皆さんこんにちは。

各委員の皆さん方、お忙しいところをお集まりいただきました。どうぞご協議をいただきたいと思います。

10月20日総合教育会議では、いろいろ町長のほうから報告をいただきまして、事件を持ち込めたところでもございますし、委員の皆様方のご理解もいただいたのかなと思ってございます。

また、今の時点で小学校・中学校の運動会ではありますが、やはり前日に雨が降った日もありまして、保護者の皆様方の協力によって運動会は滞りなく実施できたというところでございます。残っているのが、不動堂中学校のスポーツ大会ということで、明日行われるという予定でございます。

それから修学旅行の関係でございますが、既に小学校3校が行ってこられました。11月中に、残る3校が会津のほうに行かれるという予定になっております。昨日7時ちょっと過ぎだったんですけども、小牛田中学校の校長先生からお電話いただきまして、一昨日と昨日修学旅行に無事行ってきたということで、学校のほうには6時半頃到着されたようで、保護者の皆さんが迎えにきて、7時には皆さんお帰りになったと。秋田方面だったんですけども、やはり3年生の生徒は本当に充実した修学旅行だったというふうに言っていたということでございます。

中学校のほうも、残る2つの中学校は既に中止を決めているわけでございますけれども、不動堂中学校のほうは志津川のほうに震災関係、そういったことを企画しているようでございます。また南郷中学校においても、先日校長先生といろいろと面談させていただいた際には、日程調整を図りながらできる限り修学旅行に代わるものを実施していきたいというような内容で、説明をいただいたところでございました。

いろいろと行事も中止している部分もあるわけでございますが、今年度も小学校における芸術鑑賞ですね、これを昨日ですか一昨日ですか、始めさせていただいております。今日も行っているところでございましたので、これも学校行事の1つということで捉えて、授業をさせていただいているところでございます。

もう1点だけ、毎年のように中学校3年生を対象に公民の時間に2回の地方自治の内容、議会の議員さんたちが学校のほうにおいでいただきまして、出前議会を開催しておったわけでございますが、校長先生方といろいろ協議をさせていただきまして、今年度はそれを見送るとい

うことになりましたので、委員の皆様方にご報告をさせていただきたいと思ひます。

どうぞ、本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、議事日程につきましては、配付をさせていただいたとおりでございます。この際でございますので、議案第14号を審議いただく予定でございましたが、委員の皆様方に配付させていただいておりますが、内部でもう少し調整が必要ということでございます。議案の取り下げをお願いしたところでございますので、よろしくお願ひいたします。

したがいまして、本日配付させていただきました議事日程ということになりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

それでは、ただいまから令和2年10月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は、教育長を含め5名でございますので委員会は成立いたしております。

なお、説明員といたしまして教育次長、それから教育総務課課長補佐、教育総務課の青山主事、学校教育専門指導員、青少年教育相談員、特別支援教育専門員が出席をさせていただきます。

なお、審議事項・協議事項の部分におきまして、学校給食担当の職員が入室することをご理解いただきたいと思ひます。

それでは、会議を行います。

令和2年9月教育委員会定例会の議事録の承認でございます。事務局のほうで、説明をお願いいたします。

○教育総務課主事（青山裕也） では私より、令和2年9月教育委員会定例会議事録の承認につきまして、ご説明差し上げたく存じます。着座にて失礼いたします。

教育委員会の議事録につきまして、既に皆様のお手元に配付のほうさせていただいたところでございます。本日付け、皆様よりご修正いただいた箇所につきましては、改めて修正させていただきたく思っておりますので、その点ご配慮の上でご承認いただくと幸いです。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ただいまの説明いただきましたように、修正箇所を手直しさせていただきました。よろしいでしょうか

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、9月の教育委員会定例会議事録については、承認をいただきました。よろしくお願ひいたします。

日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

美里町教育委員会会議規則第22条第3項の規定によりまして教育長が指名をさせていただきます。3番留守委員、4番大森委員をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

報告事項

日程 第2 教育長報告

○教育長（大友義孝） それでは、報告事項に入ります。

日程第2教育長報告でございます。

別紙に、教育長報告という資料を配付させていただきました。既にお目通しをいただいたと思いますが、この中で（4）番について要望書を添付させていただきました。その内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますと思います。

それから（7）番については、（5）番目（6）番目（7）番目（8）番目というふうに既に報告済みとありますが、詳細につきまして本日も説明をする段取りでございますので、資料の訂正箇所などもありますので、説明をさせていただきますと思います。

それでは、報告書の番号をふっていないんですが、令和3年度教職員人事等に関する要望書というのがございます。この中で、昨日宮城県教育長、それから担当課長同席の上、市町村教育委員会教育長部会から要望書を差上げたというところでございます。お願いしてきたところでございます。教育長から、詳細な要望書に対する考え方、回答いただいた件のお話しをさせていただきますと思います。

まず「記」の1つ目ですが、小中学校教職員の定数改善の関係です。全部で7項目あるわけですが、この定数改善については宮城県教育委員会としても最も重要な、最大の課題であるというふうに捉えられているということでございます。今年は、既に試験が終わっておりますけれども、小中学校・高校も含めてでございますが558名、名簿搭載したというところでございます。次点者数と名簿搭載者数の割合を示していただけなかったのですが、ちょっと分からないんですけれども、例年に比べて相当な数多いということになっているようです。ただ、

その反対もありまして、新任の先生が各学校にこれまで以上に放出されるということになってくるので、その学校現場での子供たちに対する指導といいますか、その辺についてこれからしっかりと研修をしながら取り組んでまいりたいというふうな内容でございました。

それから、(3)番目の被災地学校への新教員の配置、それから復興加配の継続ということなのですが、この部分に関しましては北部教育事務所管内については該当しておらないんですけれども、これまで10年間続けてこられました、さらに5年間延長されるということが決まったというような内容で、「どれくらいですか」という話をしましたら、小中学校で104名の先生方が復興加配で各学校に配置されるというふうな内容のようでございます。

(4)番目につきましては、これは増加傾向にあるADHD・LD関係の加配の関係ですけれども、年々要望が強くなっていると。こういうことも、改善をしていきたいというふうな回答でございました。

(5)番目なのですが、少人数授業における指導方法改善のための加配、これは私のほうの学校でも全部ではありませんが、いただいている部分もあるんですが、国のほうの教員の配置の考え方が少し変わってきているのではないかと、県の教育委員会でも捉えているようございまして、少人数授業というよりも専科教員の部分に重きを置いているのではないかとというふうな内容で説明を伺いました。具体的なものについては、まだ見えていないというようなことでございます。

それから、大きい2番目、大きい3番目、大きい4番目ということでお示したわけですが、4番目の新型コロナウイルス感染症への対応策につきましては、機器整備については各市町村や町で指定しているところなのですが、それを使って指導する教員の研修が、まだそこまで至っていないということで、研修等について重点を置いていきたいというふうな考え方をお持ちのようでございます。

(2)番目も、これも感染症対策に関わる部分でございますけれども、今年度はスクールサポートスタッフ等々の配置をいただきまして、現在学校のほうで活躍していただいておりますが、今のところ国が100%の事業ということになっていますが、これが地方負担となるとなかなか難しくなっていくのではないかと、県も感じているようでございます。ただ、こういった来年度の人事に関する要望でございますので、基礎的な部分だけの要望をさせていただいたということでもあります。

それから、全国市町村教育委員会教育長会のほうでは、文部科学省に対しまして既に詳細な項目を要望しているところがございますので、宮城県教育委員会が要望する部分に後押しして

いきたいというふうに思っています。

これが、市町村教育委員会教育長会の要望でございました。

それから、その他の部分でございますが、こちらのほうにもつけさせていただきましたが、宮城県古川黎明中学校・高等学校創立100周年記念式典が先週の金曜日にあったわけでございます。ご覧のとおり資料のほうをつけさせていただきましたが、大正9年に志田郡立古川高等女学校から始まって現在に至る、歴史を刻んでおる学校でございます。式典のほうにも参加させていただいてございまして、隣町の涌谷の教育長が表彰をされたというところもございまして、ますます学校が発展していくと思いますので、敬意を表して参加させていただきました。

以上が教育長報告というふうにさせていただきたいと思えます。皆さんから何か、ご質問ございませんか。

○委員（後藤眞琴） 教職員の人事について要望したということで、1番の定数改善について、なんで2番目の英語専科教員の無条件配置なんです。

○教育長（大友義孝） 先ほど、少人数学級の取組ということよりも専科教員の配置、これを文部科学省では重きを置いているというのが書いてあります。まだ具体的な内容については、文部科学省のほうから現在ないんだそうです。でも、既に英語専科教員は配置されているところがございますので、それを大規模校ならず全体的な配置をしていくような考え方でいるのではないかというふうに思えます。

そうすると少人数学級、例えば今40人学級が基本人数となっていますけれども、これを弾力的運用で小一・小二・中一のみ35人学級となっておりますから、それを全て35人学級にしてほしいというような要望をしているわけですね。もう既に文部科学省、自民党の推進、何といいましたかね、その教育部会では30人学級を基本とする検討をしているわけです。ですから、その辺の専門性といいますか、文部科学省との内容のやり取りがあるんだというふうに推測はまずできるわけですね。

私のほうも、委員さん方もご存知のように、新中学校は30人未満学級を目指しているわけですね。その部分の考え方、宮城県や文部科学省だけに依存しているような教職員の配置になっていきますので、その考え方をこれからですね、目標は目標でそこに向かって教育していく考えでありますけれども、制度的にも少しずつ変わってきそうな感じはしております。

そのほかございませんでしょうか。

では、なければ次に移りたいと思えます。

日程第3から区域外就学等に入っておりますが、これより日程第3、日程第4、日程第5までは秘密会がふさわしいというような案件ではないかと思っておりますので、委員の皆様方にお諮りをさせていただきます。この3つについて、秘密会ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、日程第3から日程第5までは秘密会というふうにさせていただきます。

それでは、これより秘密会を終了いたしまして、会議は公開というふうにさせていただきます。

ただし、報告第28号の心身障害児の発表につきましても、資料に個人名が記載されている部分があるかと思っておりますが、こちらのほうは控え資料になりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

報告事項

日程 第6 報告第28号 美里町心身障害児就学指導審議会の答申について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第6、報告第28号美里町心身障害児就学指導審議会の答申について、これから報告をさせていただきたいと思っております。

では伊藤先生、お願いします。

○特別支援教育専門員（伊藤 淳） それでは、「写」となっている2枚とじのプリントをご覧ください。本委員会の諮問を受けまして、10月21日審議会を開催いたしました。その結果についてですけれども、1枚めくっていただきます、44名のお子さんについて審議を行いました。およそ3時間半ほどの審議となりました。

それぞれの子どもさん、診断・判断の結果を一番右端に小さい欄でCとA載っているわけですが、Cと判断した者は特別支援学級入級が適切であろうと判断した者です。それから、Aとなっている者は、通常の学級で配慮をして指導するというふうに判断した者です。44名ですが、そのうち43名は保護者・学校・園の合意と同じ結果となりました。

なお、今年度は判断保留の者はございません。以上、簡単ですがご報告いたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ご質問ございますか。もしなければ、この2枚目の資料別紙ということなのですが、申し訳
ございませんがこれは控えの資料ということにさせていただきますので、よろしく願い申し
上げます。

それでは、心身障害児就学指導審議会からの審議結果について答申をいただきましたので、
このとおり進めさせていただくことになります。

以上で報告済みということにさせていただきます。ありがとうございます。

日程 第7 報告第29号 基礎学力向上等について

○教育長（大友義孝） 日程第7に入ります。報告第29号 基礎学力向上等につきまして、こ
れより報告をさせていただきます。では阿部先生、お願いします。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 皆様、こんにちは。

私のほうから、報告第29号ということで報告2点、2学期制の導入関連と、それからもう
1点は9月の学習生活習慣調査についてということでご報告をさせていただきますが、その前
に大変申し訳ございませんでしたが、本日机上に差し替え資料と追加資料を置かせていただき
ましたので、そちらのほうをご確認いただきたいと思います。差し替えにつきましては、資料
の1としてありました保護者への2学期制のお知らせで、告知後にご指摘を受けて修正点があ
りましたので、マーカーでその点は示してあります。

もう1つは、資料2の令和3年度の想定授業日数等についてなんですが、これも間違いがご
ございましたので、修正部分をマーカーで示しております。

追加資料は、11月5日に行われる議会の全員協議会の際の2学期制についての説明の資料
です。2枚目に、参考資料として体裁を整えたQ&A（案）を入れておりますし、3枚目はご
存知のことかと思いますが2021年の最近変更になった祝日一覧も添付しておりました。と
いうことで、よろしくお願いいたします。

では、まず1つ目の2学期制導入についてですけれども、参考資料1のように保護者への通
知の修正版と、それから各学校からの意見を集めながら作成しましたQ&A（案）を、今後5
日の議会全員協議会の説明を経て、11月6日に町内一斉に配布を予定しております。内容に

つきましては、前回提示したものとお知らせのほうは大きく違いはないのですが、成澤委員からのご意見を基にタイトルの変更と、それから少しですけれどもレイアウトを変更した点がございします。なお、文言関係の修正部分がございしますので、ご確認いただきたいと思ひます。

Q&Aにつきましては、質問事項の整理をして回答を作成しました。本日、ご意見いただきながら最終校正して、6日のお知らせ配布に併せて配布したいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

2学期制導入についてのもう1つですけれども、10月16日に町内の各学校から教職員の方々にお集まりいただきまして、令和3年度の2学期制を導入した状況の下での、現時点での各校で試算したおおよその授業日数等を情報交換いたしました。その数字が、差し替えさせていただき資料の3ということになります。最初の部分の長期休業日の想定についてですけれども、先日来年度の祝日がオリンピック対応で変更になって、スポーツの日が10月第2月曜日から7月23日になりました。ただ、この7月23日は夏休み期間中ということで影響はないんですけれども、来年度に限り10月第2月曜日の翌日に臨時休業日を設け、秋休みを4日確保するように想定しています。夏休みのほうは3日短縮という形で、授業日数につきましては各学校事情で1日程度差は出るのですが、ほぼ203日という形になっています。

これと、今後5年間の授業日数の推移ということでカレンダーを見てみますと、毎年203日程度になるというふうと考えられます。現在、各校では資料にあります内容のように、年間の余裕時数を考慮しながら学校行事等の在り方の工夫をしているということでございします。ですが、夏休み短縮で生まれました授業時数、大体20時間弱なんですけれども、それをそのまま余裕時数と数えている学校と、半分は余裕時数に加えてあと半分は時間割なんかを工夫しながら、ゆとりを生み出すということは今検討しているという学校があるということが分かりました。このあたりで、少し町としての統一性も持っていかなければならないのかなというふうを感じているところです。

中学校では、対外行事等がなかなかはっきりまだしていないので、ちょっと不透明なところもあるということですが、小中学校ともに今回の情報交換を経て、12月の行事調整会議までにさらに検討して時数確保とゆとりのある教育活動のバランスが図れるようになるというふうにお思ひます。なお夏休みの短縮については、現時点では3日が妥当であろうという意見が出ています。

続きまして、大きな2つ目の9月の学習生活習慣調査についてですが、これについてもちょっと修正箇所がございまして、小学校の5にノーゲーム・ノーテレビデイというのがござい

すけれども、こちらの欄に本当はだいたい色で色を塗らなければならない学年がございました。資料3の1枚目の一番下ですね、町内小学校の3年生・5年生が目標の60%以上を達成しておりますので、だいたい色（オレンジ色）になります。すみません、そのところをご確認ください。

全体的な傾向について、特に報告させていただきますけれども、小学校では全ての項目について目標を達成しているか、目標に迫る状況です。特に、睡眠時間、朝食摂取、ノーテレビ・ノーゲームデイについては、各学校での声かけや家庭での啓発努力が見られているというふうに感じております。

中学校では、学習時間については3年生がやはり受験を意識してか、よい変化が見られ始めています。ただ、1・2年生はいよいよ部活動とか校内諸行事での活動、役割が忙しいという影響があるということで、なかなか学習時間が伸びていないというふうに思われます。

生活面では、学習時間が多くなれば、特に3年生は睡眠時間が減少、また朝寝坊による欠食等も心配されます。しかし、中学校のほうでもノースマホ・ノーゲームデイの啓発を根気強く続けている状況でありまして、前回からよい効果が見られています。

以上、私のほうからの報告でございました。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、まず2学期制の導入関係のほうでご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。それから、前回の報告をして、委員の皆様方に議会のほうという形でお示しをしていくということでございます。ご意見ですね、ただいま頂戴したいと思います。訂正をいただいた部分ですね、文言を大分整理していただいているものもございますので、若干見やすくなったかなというふうに思っているところでございます。こういったところを読んでいただいていたと思うんですけども、どうでしょう委員の皆さん、これでよろしいですか。

じゃあ、ちょっと私気になるところがあるので、後で阿部先生とお話しをさせていただきたいと思えます。

では確認いたしますが、11月5日に議会のほうに説明して、11月6日に一斉に保護者の皆さんに第1報を差し上げるということになりますので、よろしくどうぞご理解いただきたいと思います。

それでは、2つ目の9月の学習生活習慣調査の結果についていかがでしょうか。今は、中学生のスマホとゲームというのはかなり難しい状況になってしまうんですけども、依存度合が高いといえますかね、そういう傾向があるというような状況です。こういう結果だったという

ことで、それをどういうふうにしていくかという部分については、これは校長会議の中で報告を各校の校長先生方に報告するというにしているわけですね。（「はい」の声あり）それをもって、あとは学校でもって確認をお願いするということでよろしいですか。（「進めたいと思います」の声あり）活用方法は、そういった形でやっていくということでございます。よろしいですか。（「ちょっと」の声あり）どうぞ、後藤委員。

○委員（後藤眞琴） 5ページですか。この学校以外での学習内容別実施率というところで、小牛田中学校、宿題を提出する率が低いので、その考察のところで「遅れても必ず提出させるように共通理解をしていきたい」と書いてあります。ぜひこれを、実行していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 分かりました。

○教育長（大友義孝）遅れても、必ず出してというんですね。

じゃあ、よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） それでは、これをもちまして日程第7の報告第29号については終了させていただきます。

日程 第9 報告第30号 美里町学校給食運営審議会の答申について

○教育長（大友義孝） それでは、報告事項のもう一つになります。日程第8、報告第30号美里町学校給食運営審議会へ答申について、報告をさせていただきます。では、三浦課長補佐、お願いいたします。

○課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫） 教育総務課課長補佐の三浦でございます。よろしくお願いいたします。

では私のほうから、報告第30号美里町学校給食運営審議会の答申について報告させていただきます。

前回の教育委員会の定例会で、学校給食費の額について諮問のほうを皆さんからいただいた件について、10月19日に美里町学校給食運営審議会が開催されまして、そこで審議させていただきました結果、令和3年度の学校給食費の額につきまして、答申をいただきました。幼稚園は1食当たり255円、小学校300円、中学校365円と、諮問した金額が適当である

ということをお認めいただきましたので、合意の答申をいただきましたので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

この件につきましては、協議事項の中で条文とか規則にも関連するところがあるので、恐らくちょうど今の単価、現行の単価からどれくらい上がるかという、これが答申書ですのでそういうところは明示になっていないんですけれども、それがどれくらい上がって年間どれくらいなのか、いろいろこれから栄養等の問題もあって、そういったところについて協議をしていかななくてはならない。ただ、審議委員会報告から「このような金額でよろしい」というふうな審議結果を、頂戴したということの報告だということに理解させてもらってよろしいですかね。あとは、答申ですので、実際の単価についてはこの答申を基に確定していくことになるかと思しますので、そちらのほうでちょっとご意見を頂戴したいなというふうに思います。

ということで、審議会からの答申については以上で、報告済みというふうにさせていただきますと思います。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

審議事項

日程 第9 議案第15号 美里町教育委員会請願処理規則の公布について

○教育長（大友義孝） それでは、これより審議事項に入ります。

議案第14号につきましては、削除をさせていただきました。議案第15号を行うこととなります。

それでは、日程第9、議案第15号美里町教育委員会請願処理規則の公布について、説明をお願いいたします。では、お願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、私より議案第15号美里町教育委員会請願処理規則の公布についてご説明差し上げたく思います。

内容につきましては、既に皆様に議案という形でお示しさせていただいているとおりでございます。

前回定例会でも、既に協議の中で教育委員様のご意見等々聴取しまして、その後本町総務課で協議を進めさせていただいた結果を、こちらに議案という形でお示しさせていただいたとおりでございますので、こちらご覧いただいた上で何とぞご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ただいま審議のこれまでの過程と、それから提案理由について説明を行わせていただきました。

では、質疑に入ります。質疑ございませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 質疑ないということで、よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） ないということでよろしいですか。

では、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第15号美里町教育委員会請願処理規則について、原案のとおり承認したいと思います
が、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

挙手全員でございますので、議案第15号 美里町教育委員会請願処理規則については原案
のとおり可決されました。ありがとうございました。

日程第10、美里町立中学校給食調理業務の委託について協議をさせていただきたいと思
います。

こちらは、資料のほうあるんでしょうか。（「資料をお配りいたします」の声あり）じゃあ、
ここでちょうど切りがいいので、少し休憩時間を挟みたいと思います。その間に、資料のほう
をお配りしてください。

では、協議事項に入る前にここで5分間休憩を取ります。再開は、2時25分再開というこ
とにさせていただきます。

それでは、休憩に入ります。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時30分

○教育長（大友義孝） では、再開させていただきます。

協議事項

日程 第10 美里町立中学校給食調理業務の委託について

○教育長（大友義孝） これより協議事項に入ります。

日程第10、美里町立中学校給食調理業務の委託について協議をさせていただきます。

では、まず事務局、説明のほうをお願いいたします。

○課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫） では皆さん、お手元にお配りしましたホチキス止めの資料ですね、「令和2年度給食調理員配置」という資料をご覧くださいと思います。

こちらにつきましては、今年度の給食調理員の各校への配置状況を記載させていただいております。ご覧いただきますように、正職員が13人、会計年度任用職員が8人の合計21人ということで、現在対応させていただいておりますけれども、こちらの表を見ていただくと「退職」というところに「R7」とか「R3」という記載がされておりますが、60歳を迎える年度となっております、右側のところに「正規職員退職年度」、現行のところでは60歳定年ということで、各年度の定年退職等の予定の人員を記載させていただいております。こちらをご覧くださいますと、今年度末にはお一人の方が退職されますし、令和3年度末に3人、令和4年度末に3人と、来年度・再来年度次々と退職される方が出てまいります。

こちらを見てもらいまして、給食調理員が不足することが見込まれておりますので、小牛田中学校と不動堂中学校につきまして給食の調理業務について委託の方向で検討しております。そして、南郷給食センターの調理業務を行っている業者のほうに、委託した場合の見込額を積算していただきました。

次の用紙をご覧くださいと思うんですけども、こちらに委託の見込額を記載しております。右側のほうに、業者のほうから出てまいりました見積書を基に私のほうでちょっと修正

して、見込額を計算させていただいております。左側のほうに、現行の今現在町のほうの職員に支払っております給与等、あとその他の経費等を記載させていただいております。左側の町のほうのところを見ていただくと、正職員小牛田中学校2人、不動堂中学校2人の4人分として2,700万円程度年間経費がかかっておりますし、会計年度任用職員の2人分で370万円ほどの経費がかかっております。そのほかに、職員の健康診断料・町内会費・検査料、また給食の白衣等、あと消耗品とかレンジフードの清掃費等を計算して、合計しますと3,300万円ほど年間経費がかかっております。

次に、右側のほうの見積りでいただいたところで計算いたしますと、合計しますと2,160万円ほどということで、この差額としまして大体年間に1,100万円ほど経費の削減が見込まれる状況となっております。

このことを踏まえまして、こちらの中学校の調理業務について、12月の議会のほうに計上させていただきまして、債務負担行為を取りまして来年の1月・2月ぐらいで入札で、4月から業務開始という方向で進めていきたいと考えております。どうぞ、ご協議のほうよろしくお願いいたします。

○教育長（大友義孝）　ということは、次年度から。令和3年度から、小牛田中学校と不動堂中学校の給食の調理を委託にしたいという前提での、今お話しです。その背景には正規職員の退職、それから新中学校の開設という部分も相まっているということでございます。

本日委員の皆さんには、初めてこれをお示ししているわけでございますので、ちょっと検討が必要な部分もあるのかなと思いますが、忌憚のないご質問をいただければと思います。委託か直営かという部分、大きく変わってくるかと。

ひとつ、小牛田中学校の調理現場と不動堂中学校の調理現場を両方使うという、使う場所は今と同じという考え方でいるんですね。

○課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫）　現在の各中学校の調理場を使うことになりまして、栄養士を町のほうで配置いたしまして、調理業務についてのみ委託化ということで考えております。

○教育長（大友義孝）　それで、この2枚目の資料なんですけれども、人件費のところ（7人分）と書いてあります。下のほうは6人分で計算されているんですけども、これってどうなのかな。

○課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫）　こちらの人件費なんですけれども、1枚目の資料をご覧くださいとお分りのとおり、小牛田中学校と不動堂中学校は3人で給食業務を行っているんですけども、こちらの人件費の委託の7人分が1人多くなって

いるというのは、代替えの職員の部分ですね。こちらに委託した方が有給休暇等で休んだ際に、代替えで配置する職員の分の給与等を見込んでおります。

なので、実際に配置される人員は6人で、たまにというか月に一度あるかないかだと思うんですけども、そういう代替えの職員分の人件費が含まれて7人という人件費とさせていただきました。

○教育長（大友義孝） はい。

○委員（後藤眞琴） 今見ただけで、よく分からないんですけども、職員の負担が多くなるとかそういうことはないんですか。

○課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫） 職員の負担が大きくなる。

○委員（後藤眞琴） これ、どっちも6人なんですね。それで、1人分は今説明あって7人に分になっているということで、人数の面からいうと今と同じだと。

○課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫） 同じです。

○委員（後藤眞琴） そうすると、仕事の1人当たりの量が増えるとか、そういうことはないわけですか。

○課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫） そういうことはございません。同じような時間帯の配置で考えておりますので、今までどおりの調理人数を配置して、調理業務を行っていただくということとしております。

○委員（後藤眞琴） こちらのほうが、経費が安くなると。

○課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫） そうですね。委託したほうが、現状と比べますと1,000万円ほど経費が削減される見込みとなっております。

○委員（後藤眞琴） これは、そんなに差額があるというのはどういうことなのでしょう。

○課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫） この表を見ていただくと、人件費のところはかなり大きいところとなっております。町の正職員の調理員の人件費が2,700万円ほどございますので、ここだけでも右側を委託した際の人件費を1,000万円ほど超えておりますので、恐らくこの人件費の差額がそのまま経費の削減につながったものと思われま。

○委員（後藤眞琴） そうすると、働く人は正規ではないということになるわけですか。

○課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫） 一応社会保険等に参加していただいた8時間勤務の正規職員として、こちらのほうでは計算させていただいたんですけども、委託する業者さんのほうの考えになると思うんですが、今現在南郷給食センターのほう

の配置されている職員を見ますと、正職員の方と非常勤の方どちらもいらっしゃるのですが、私どもが考えているのは今までと同じように中学校に2名ずつフルタイムの方を配置していただいて、残りのお一人については会計年度というか非常勤の方でもいいような、今までと同じような配置で考えております。

その旨を伝えて、一応向こうのほうで積算して出していただいた見積書を基に計算しておりますので、今現在の町の職員の年齢等を考慮するとやはり高齢化が進んでおりますので、どうしてもやはり給与の面については高額になる傾向がございますので、その差額ではないかと思っております。

○委員（後藤眞琴） よく分からないので聞くんですが、そうするとこの正規の方は今と同じような給与体系で働くというところで、よろしいですか。

○課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫） 正規というと、中学校の。

○委員（後藤眞琴） 今見ている正職員4人、給料ってなっていますね。それを4で割ったその分で計算しているということよろしいですか。

○課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫） 委託のほうでよろしいですか。委託のほうにつきましては、今ご説明したように見積りをいたした業者の規定の給与で計算しておりますので、左側の町の場合は公務員の給与体系での計算となっておりますので、業者のほうで配置する調理員の年齢構成とか、恐らく入札で業者が決まってから職員募集等で配置されることとなりますので、今までのところとちょっと給与の面が公務員の方の給与の体系と民間の給与の体系が違っておりますので、その差額ではないかと思っておりますので、そのところは私どもではちょっと何とも言えないところであります。

○委員（後藤眞琴） 先ほどの説明では人件費が減るんだと。だから、1,000万円近く経費が今よりはかからないで済むと。そうすると、そこで働く人はやはり雇うところの給与体系のもとで働くと。そうすると、そういうことはないだろうと思うんですけども、今正規で町で働いている人がそこに直接移るようなことはないわけですか。

○課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫） 移るということはなくて、今現在1枚目をご覧くださいと小学校のほうでも会計年度任用職員で対応している学校がございますので、そちらのほうに配置を考えております。

○委員（後藤眞琴） そうすると、そういうことで不利になるようなことはないんだと。

○課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫） そうですね。正職員につきましては、そういったことはないというふうに。

○教育長（大友義孝） 1枚目のほうの評価の部分は、新中学校の開校が令和7年の4月ということになれば、その間に正規の職員さんは8人退職されるということになると思うんですね。採用しなければ、令和7年以降は正規職員が5人ということなので、この5人の方については委託をしていない学校に調理師として配置するということになると思うんですね。

どうぞ、成澤委員。

○委員（成澤明子） 栄養士さんは今までどおり町で見るということですし、それから調理場もそれぞれの場所を使うと。違ってくるのは、雇用の仕方が民間のやり方で、主として人件費を削減してやるということだから、子供たちに提供される食事は利益を上げるために悪くなるということとは。

○課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫） そういったことはございません。

○委員（成澤明子） 栄養士さんは町で手当しているから。

○課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫） 町が管理しまして、先ほどお話しさせていただいた給食費の単価で給食費を徴収しまして、そちらで材料を購入してございますので、給食の質については影響ございません。

○委員（成澤明子） 逆に言いますと、人件費が1,000万円節約できるというんだけれども、そのおかげで雇用された人が安定した収入を得て、そして生活できるということだったんだけれども、それを簡単に言うと崩すような感じに思えるんですけれどもね。若い人を雇用すれば給料が安くなるということは分かりますけれども、これでいいのかなってちょっと思ったりします。

○教育長（大友義孝） 当然委託をすれば、その会社さんのほうはどうしても1時間当たりの単価でお支払いしますということになるでしょう、月給とか何とかじゃなくて。

○課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫） いえ、正職員に関しましては正職員で、フルタイムの方に関しましては月給で社員として考えておりますし、賞与等もあるという話を聞いております。

○教育長（大友義孝） きちんとした会社でしょうから、しっかりと雇用形態もちゃんとやるし、調理もしっかりとやるよということになるわけですよ。ということは、単純に言って町の正規職員の単価が高いということに尽きるわけですよ、結果的に。

○課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫） そうですね、年齢等もやっぱり皆さん重ねている方が多いですので、どうしても高額にはなってしまう、給与が。

- 教育長（大友義孝）　ということになれば、来年もし仮に委託しますよということになれば、予算も当然議会の予算に上程していかなくゃないし、恐らく1年間契約ではなくて2年間契約とかということになれば、これは財務上で債務負担行為ということでお墨付きをもらって2年間契約するよということになるので、その辺は普通ですと新年度予算っていうのは3月なんですけれども、それを12月の議会に出していかないと債務負担行為の承認は得られないということになるんですよ。だから、今委員さんに協議してもらおうということの理解でいいですか。
- 課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫）　はい。
- 教育長（大友義孝）　そうすると、可決されてしまうと正規職員の配置とか何かは、来年の4月の配置はしっかりとしないということですよ。
- 委員（成澤明子）　2年契約になるんですか。
- 教育長（大友義孝）　これを見ると、2年契約が妥当ではないかという考え方ですね。
- 委員（成澤明子）　そうしますと、2年ごとに入札していくということになるんですか、今後。
- 課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫）　今回、中学校のほうなんですけれども、初めてということでもまず2年ということはどういう感じなのか、こちらのほうでも様子を見たい部分もありますし、最初から長期契約というのちょっと不安な面もございましたので2年契約にさせていただいて、新中学校の開校もありますので、令和3年・4年の2年と、あと令和5年・6年の2年ということにさせていただいて、あと令和7年度は令和7年度新しい中学校でそういった委託の方法で考えたいと思っております。
- 教育長（大友義孝）　2年、続く。
- 委員（後藤眞琴）　これ、今日決めなきゃならないのですか。
- 教育長（大友義孝）　11月のいつまででしたか、この債務負担行為。11月の教育委員会後に決定では遅いということですか。
- 課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫）　そうですね、11月の教育委員会後ですと、申し訳ございません、ちょっと12月議会に間に合わなくなってしまいますので。
- 委員（後藤眞琴）　今日決めなきゃないということ。
- 課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫）　できれば今日、大変提出遅れてしまったのは申し訳ございませんでしたが、決めていただけるとありがたいです。
- 教育長（大友義孝）　じゃあ、ちょっと休憩しますね。

休憩 午後 2 時 4 8 分

再開 午後 3 時 1 5 分

○教育長（大友義孝） では、再開をいたします。

この学校給食に関する調理業務の委託の関係でございますけれども、やはり町の正規職員も定年退職者がこれから随分増えていくという状況、さらには会計年度任用職員さんで今カバーをしている部分についてもなかなか大変な状況になってしまう。そういった中で、今働いている人の正規職員については異動もあり得ると思うんですけれども、現在ご協力をいただいている方々については不利にならないような状況の中で、それを検討するのが必要であるということでもありますので、それを何らかの形で示していかなければならないということですね。そういうことの中で、この学校給食中学校の部分ですね、小牛田中学校と不動堂中学校の部分については委託化に向けて進めていきたいということでございます。ご理解いただけましたでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

では、その方向づけとして、やはり今後 1 年単位の契約ということではなくて、やはり 2 年単位の契約で、初年度でもあるということからして、債務負担の要求をこれからしていくということ。それから、この件については委託か直営かで大きい違いが、制度的な違いですけれどもね。制度的な違いとして、議会のほうにもしっかりと説明をしていかななくてはならない。そういった順番を考えて、説明をさせていただくということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

状況的な部分が変わってくるものがあれば委員の皆様へすぐご協議をしていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、日程第 10 につきましては終了させていただきます。

日程 第 11 美里町学校給食費に関する条例の一部改正について

○教育長（大友義孝） 続けて、日程第 11、美里町学校給食費に関する条例の一部改正について協議をさせていただきます。

では、まず説明をお願いいたします。

○課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫） では、皆様にお渡しした資

料で「学校給食費に関する条例の一部改正に係る根拠資料」という、A4サイズ1枚ものの資料をご覧いただきたいと思います。

まず、学校給食費の単価を今回改定することによりまして、こちらの学校給食費に関する条例に金額のほうは学校給食費の上限額のほうが規定されております。別表のほうに掲載しておりますまして、現行が幼稚園が4万7,000円、小学校が5万5,000円、中学校が6万7,000円となっております。こちらは、現行の単価の金額、幼稚園であれば235円に業務日数200日を掛けたものということで計算させていただいておりますまして、小学校で271円かける200日、中学校は333円掛ける200日で計算させていただいて、千円以下を切り上げということでこちら法令のほうで設定させていただいております。

今回、給食費を改定するというので、幼稚園1食255円、小学校が300円、中学校が360円に改定される予定でございますし、今回あと2学期制の導入によって授業日数の増加ということもありましたので、こちら200日から205日ということで計算させていただきますと、幼稚園については5万3,000円、小学校が6万2,000円、中学校が7万5,000円と、こちら千円以下を切り上げることで改正後の金額を計算させていただきました。こちらに伴いまして、議会のほうで条例の改正が必要となりますので、こちらの別表のほう年額のところについて、こちらの改正後の金額に改定したいと考えております。こちら、12月議会のほうで改正させていただいて、令和3年4月1日施行という方向で進めていきたいと思っております。

どうぞご協議のほう、よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） どうもありがとうございました。

○教育長（大友義孝） これ、栄養価のほうはないのですか。栄養価、栄養量。それが基本足りないから、それはどうなるのかということ。だから、単価上げたんでないのか。まず、そこが足りなくなったから、幼稚園も含めて上げざるを得ないんだという理由だったよね。

○課長補佐兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫） そうですね、前回諮問の際に提出させていただいた資料ですね。あちらのほうに、栄養量等で今回の単価の改定ということとはご説明させていただいたところですけども。

○教育長（大友義孝） ちょっと申し訳ないけれども、バックデータとして委員さんたちにこういうデータいただくものは、この単価であることによって栄養量は満足するんですかということに多分なるんだと思うんですけども、満足できるのかということですね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 前回、まず栄養士の方々な

どと協議しながら、こういう形でということで資料をお示しして、そこでお認めいただいてこの間結局審議会のほうで審議していただいた。その内容につきましては、「必要な栄養量を満たすためには、こういう内容で」ということでお配りした資料、あとはそれに物価上昇分というんですかね、その分を加味してということでご覧いただいている。

また理論上というか、今朝の河北新報に仙台市のことがちょっと載っていたとは思いますが、コロナの関係でちょっと給食を簡素化したとかそういうこともあって、今回も栄養価を下回って栄養量を充足できていない状況もあるというようなことで話がありましたが、前回の会議でお出ししたもので計算すると、理論上栄養量を充足するというようなことで、それが前提となった今回の価格の改定ということになります。

○教育長（大友義孝） ということだそうです。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） なので、それは満たすという前提だということでございます。

○教育長（大友義孝） それが前提条件なんですね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） これは端的な資料というか、あと実際今の条例ございまして、その部分的にこういうところを改定していきたいと。現状につきましては、まず現行の単価でございまして、それを今回充足できるような形に改定の予定というところございまして、あと提供食数が現行は200食なんですけど、いろいろ計算していくと205食に上限を変える必要があるというふうなところございまして、200食を205食に変えなければならない。あとは、単価と食数が変わりますので、それに基づいて年額が改まるというふうなところで、この要素を条例の中に盛り込んでいきたいというところございまして。

あとこの条例の案につきましては、ちょっとあるみたいですので、お配りさせていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

○教育長（大友義孝） 単価の改正だけだから、いいです。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） じゃあ、取りあえずよろしいですか。そういうことで、この内容を条例案に反映させるというふうなところございまして。

○教育長（大友義孝） これですね、ちょっと205というのは、さっき2学期制の導入の中で203日の部分を205にしなきゃない理由というのがなくなっているのね。203日しか平均して授業していないのに、なぜ205で計算するのって多分出てくるんですね。

ちょっと休憩します。

休憩 午後3時25分

再開 午後3時46分

○教育長（大友義孝） では、休憩を解きまして再開させていただきます。

この給食費に関する条例の一部改正につきましては、附則で1食当たりの単価を改正することに伴って、1年間の上限額が変わってくるということもあって、その算定根拠を明確にして定めていかなければならないという状況でございます。それで、1年間の提供できる食数については、今算定されている根拠資料に基づくものでありますが、しっかりとした根拠を明確にして説明をしていきたいというふうに思いますので、ご理解いただけますでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

では、そのようにさせていただきます。

日程 第12 美里町立学校管理に関する規則の一部改正について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第12、美里町立学校管理に関する規則の一部改正について行います。

では、説明をお願いいたします。お願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） では私より、学校管理に関する規則の一部改正に関するご説明をさせていただきます。大変恐縮ながら、着座にて失礼いたします。

まず、資料につきましてご確認いただきたくございます。今回お配りした資料の中で、表面に「美里町立学校管理に関する規則一部改正について」という、結構厚めの資料を一部お渡し差し上げております。あわせまして、本日当日別紙の形で「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」、例規の資料を別でお配り差し上げております。今回、ちょっとこの2つを使いながらご説明差し上げたく思います。

まず、先ほど冒頭ご説明差し上げました厚目の資料というところ、こちらの一番表、1枚目のところで説明とさせていただきます。

まず、今回の趣旨としましては美里町立の学校、基本的には小中学校のところで該当します、こちらの県費負担職員、いわゆる教育職員、先生方に関するところの規則でございます。まず冒頭、主にどういったものを改正するかというところを、簡単にご説明差し上げております。こちらにつきましては、端的に申し上げますと先生方の正規の勤務時間を超える、こちらの時間につきまして上限を設けるという、文部科学省のほうから今年の1月17日付け告示されました。それに基づく指針を、この後口述します公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、「給特法」と呼ばれるものでございます。こちらのある条文に関する指針と、同じものとして取り扱うというものが参りまして、法律等の一部これが出たというところを改正内容として入れております。

どういった上限時間になるのかというところにつきましては、既にお手元でございます1枚目の資料、こちらに基づくものでございます。こちらにつきましては、お示しさせていただいたとおりで、まずご覧いただければと思っております。

続きまして、こちらのいわゆる上限時間を設けるというところではありますが、そもそも学校の先生方は時間外と俗に呼ばれるものですね、正規の勤務時間を超えるものなので、一般企業であれば例えば時間外とか超過勤務、こういったもので言われておるものでございます。教育職員のご説明だけさせていただきたいんですが、別紙の例規のところです。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、こちらの第三条というところをちょっとご覧いただければと思います。

こちらの第三条第一項及び第二項のところを、続けてちょっと簡単に説明させていただきますと、教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。以下この条において同じ）には、その者の給与月額百分の四に相当する額を基準して条例を定めるところであり、教職調整額を支給しなければならない。第二項につきましては、教育職員については時間外手当及び休日勤務手当は支給しないというような記述がございます。前提としまして現行法、こちらの法律に基づき条例というのはいわゆる宮城県のほうで、これに基づく条例は別に定めております。学校の先生方のいわゆる時間外の取扱いというのは、百分の四の調整額ということで取扱いをされております。

ただし、ここに大きな問題点がございまして、学校の先生方の勤務状況というところにつきましては、既に皆様ご承知のとおり非常に多くの事務ないしは教務、こちらを抱えていらっしゃる先生が非常に多いというところがございます。こちらにつきましては、平成30年度に「働き方改革の方針」というのが国から打診されたことに伴い、学校を管理するに伴いこちらの上

限時間の目安を今後つくっていくことで、先生方の今の働き方ということに目安をつけていくという方針が定まったということです。ただ、従来こちらはあくまで「方針で」しかなかったため、ここに先ほど申し上げましたいわゆる現行の給特法ですね、こちらで法的な根拠をつけましょうということがなされたというのが、今回の経緯でございます。

もう一度、冒頭の概要に戻らせていただきます。そのほかに、いわゆる正規の勤務時間を超えたところですね、そこにつきましては現行の学校管理規則ですと「在校時間」という取扱いをしておりますが、今回の方針により「在校等時間」という定義付がされております。どういったものかというものを、こちら今回お示しさせていただいたところでございます。今このコロナ禍でありまして、いわゆるテレワーク・在宅勤務というのも増えているものでございまして、今回の指針の中で通常のいわゆる勤務外のところでテレワークも、改めて方針の中でうたわれておりますので、こちらも含んだ中で今回この「在校等時間」というのを定義しているものが加わったところでございます。ここまでの流れというのが、今回改正に至るまでというものでございます。

今回、資料が比較的多くなってしまった経緯、一応国の今までの流れというものを全て資料化させていただいたところがありまして、その結果これだけ多くなってしまった点大変恐縮でございますが、その点加味していただけると幸いではございます。

今回、この内容を踏まえて、美里町のほうでどういった形でこれを反映していくかというところでもあります。この点につきましては、今回この上限時間を設けるに当たりまして、現行地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがございます。こちらで市町村教育委員会、こちらについては服務管理をするものとして定まっております。非常に分かりづらいところもありますけれども、県費負担職員さんについて任命権者、いわゆる給与を支払う者としては県費負担職員なので宮城県となっておりますけれども、実はこの服務管理につきましては基本的に市町村教育委員会が担います。ですので、今回の上限時間を設けるに当たりまして、そちらの影響する改定というのはまずは市町村教育委員会のほうの規則改定というのが1つでございます。

ただ、実際には宮城県のほうで何もしなくていいのかというところではありますが、こちらにつきましてはちょっと資料のほう簡単にご案内差し上げたく思います。この資料の大きな①とかというところに記載させていただいております。その中で、大きな③というのがございます。令和2年の1月17日に文部科学省初等中等教育局財務課より出ているものでございます。これ、Q&Aという形で出ておりますが、そちらのちょうど19ページの後に各指針の条例・規

則等への反映について、これが文部科学省から実際「こういった形で条例及び規則に反映してください」というところで、出ております。

基本的には、市町村におきましては先ほど申し上げましたとおりサービス管理をする、市町村教育委員会として。ここでは、教育委員会規則という形で入れておりますが、教育委員会で管轄する規則の中にこういった内容を盛り込んでいただければということの例示案でございます。そちらの上に、いわゆる都道府県において県費負担教職員の条例というもの、こちらにつきましては既に宮城県担当者のほうに確認を取っております。冒頭申し上げました義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法、こちらに関する宮城県条例、こちらを改正する予定ということでお話を頂戴しております。冒頭資料の一番後ろのほうに、宮城県の条例も挟んでおりますので、こちらちょっとご参考いただければなと思っております。

なお、あわせて美里町の学校管理に関する規則、こちらの改正案というものは一番後ろにこれも挟んでおります。端的には、今までの規則の中でサービスに関する部分、そこに今回の上限時間に関する内容を改めて盛り込む内容で検討・協議しておるところでございます。

こちら、皆さんにご理解いただきたい点が1点だけございまして、こちらの施行としましてはなるべくこちら早い段階での公布・施行という形で考えておったんですが、実は宮城県のほうの条例、こちらが改正にまだ至っていない状況で確認しております。こちらにつきましては、担当者に確認させていただいたところの現状の情報によりますと、宮城県としましては年明けの条例改正になると。希望として来年、令和3年4月1日施行を目安に動いているというところで、確認は取れております。

こちらとしては、素案までは出来ておまして、あとは総務課との連携は取れておるんですが、どうしても上位の宮城県の条例改正のほうにまだ至っていないという現状でございますので、一応想定としましては宮城県の条例改正、こちらの時期と併せる形でこちらの規則改正をしてはいかがかなというふうには検討しておりますので、その点ご理解いただければ幸いです。今回につきましては、その内容のご説明及び今回規則案としてこういった形で検討しておるところ、ここを含めての協議としていただければ幸いですので、ご理解いただければありがたいと存じます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） 簡単に言うと、働き方改革が影響しているということではないですか。

（「さようでございます」の声あり）それで、上限額を定めますよということですね。その上限額が定められたことによって、超過勤務ですね、定められたことによって、それを超えて勤

務するというふうなことが仮にあった場合は、今度は労働安全衛生法の適用する部分にも影響があるということだということですね。

それで、政府のほうから示されているものについてやってくださいよと、しかし宮城県はまだ準備ができていませんと。宮城県と併せながら、本町の学校管理規則についてもやっていく必要があると、そういうことでいいですか。（「そういうことです」の声あり）そういう理解でいいですか。（「はい」の声あり）ということでございます。委員の皆さん、よろしいですか。ですから、いつかはこの規則の協議が出てくるということ、規則の議案が出てくるというふうことで、そういうふうな理解をお願いしたいと思います。

資料3についてでした。

それでは協議事項、日程12まで終了いたしました。

その他

○教育長（大友義孝） その他ということでございます。ここに4つほどありますが、美里町の招致外国青年就業規則の一部改正について、説明をお願いしたいと思います。

○課長補佐兼総務係長兼郷土資料館長（藤崎浩司） では、私のほうから説明申し上げます。

資料につきましては、初めのほうにお配りしておりましたこちらの資料ですね。1ページ目の上のほうに、10月26日開催「文書法令係と協議中」と書かれたものでございます。今回、参考までに現在取り組んでいる案件を、教育委員さんの方々にご報告するものでございます。外国青年就業規則の一部改正でございます。

J E Tプログラムに参加しております3人の外国語指導助手、A L Tと言われているものです。こちらのほう、今現在会計年度任用職員として町で配置しております。中学校のほうに、それぞれ3人ずつ配置しているところでございます。その方々に関するところでございます。

まず、資料の3ページ目をご覧くださいと思います。こちら、A L Tの方々がJ E Tプログラムに参加されているということで、こちらの任用団体のマニュアルから一部ちょっと資料を抜粋させていただきました。通知の中身なんです、期末手当について書いております。会計年度任用職員という制度になっても「期末手当については支給せず」ということが、4ページ目のほうに下線をちょっと私引かせてもらったんですけども、そちらのほうに書かれております。4ページ目の中ほどよりちょっと下のほうですかね、こちらのほうに書かれており

ます。こちらの資料どおりですと、今来ていますALTに関しては期末手当は支給しないということになります。

次に、資料の6ページ目ですね。こちらのほう、ご覧になっていただきたいと思います。美里町の会計年度任用職員に関する規則を参考資料として載せさせていただきました。町の会計年度任用職員ですね、今年度4月から非常勤職員から会計年度任用職員という制度に変わっております。ALTも、この会計年度任用職員というふうになっております。

こちらの8ページ目です。会計年度任用職員に関しては期末手当等のほう、第9条のほうに該当するような方に関しては支給するということになっております。このまま、現在ALTに関しては契約が7月末から翌年の7月まで契約しておりまして、雇入通知が4月から7月までと、7月の契約の日から来年の3月までと、ちょっと2段階の雇入通知を出しているところがございます。このままですと、この会計年度任用職員に期末手当を支給するという部分にちょっと当てはまることになっておりまして、このままではちょっとよろしくないということで、招致外国青年就業規則のほうで改正することで現在協議中でございます。

協議内容につきましては、こちらの資料の1ページ目と2ページ目をご覧いただければと思います。2ページ目には新旧対照表ですね、こちらのほう載せさせていただいております。こちらの点につきましては翌月、来月の定例会のほうで提案させていただこうということで、予定させていただいております。

私からは以上でございます。

○教育長（大友義孝） 今調整中であって、11月の教育委員会のほうに提案させていただきたいというふうなことでございます。この場で何か質問といたしますか、その他案件でございますので、フリーにさせていただいて構いませんが。

特になければ、これをベースに少し確認していただければというふうに思っております。期末手当は支給しないという通知が、連絡が来ているので、うちのほうの規定では支給することになっているから、それは指示を盛り込んでいくということですね。支給しないということ盛り込むということでございます。もしなければ、次に移ってよろしいですか。

それでは、次に美里町における幼児教育・保育の一元化についてお願いします。青山さん、お願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、私より美里町における幼児教育・保育の一元化についてということでご説明差し上げます。こちらにつきましては、まだ確実な決定事項でない部分が非常に多いところがございます。あくまで今後の方向性という点でご説明させていただきますので、

その辺ご理解のほどお願いいたします。

今現状、町内には3つの町立幼稚園ございます。そちらの幼稚園の今後の方向性というものを、今後検討していかなければというところが実はひとつ課題として挙がっているところでございます。その中でひとつ大きく注目されているのが、認定こども園の制度でございます。既にご承知の方もいらっしゃると思うんですが、こちら今全国的な動きとして非常に出ているものでございまして、従来を端的に言えば「教育の文部科学省」「保育の厚生労働省」と、こちらの垣根というものをひとつ一元化することで、今でも内閣府が管理しておりますが、こちらのほうを一緒にしてしまおうというような動きでございます。

理由としては、非常に単純明解なところがございまして、今いわゆる幼児教育ないしは保育という部分、こちらについては共通項として実は子育て支援というキーワードが想定されます。こちらの子育て支援の事業の一環として、このいわゆる認定こども園というのを積極的に国のほうも推進しておるというところでございます。

町も、今現状町内でも民間の事業者入ってきたりとか、少しずつ子育て支援事業というのが動いているところでございます。併せまして、やはり町内の幼稚園、こちらについても今ですといわゆる幼児教育という部門だけで成立しておるところでございますが、今後大きな子育て支援という枠組みの中で検討していくのであれば、いわゆる幼児教育と保育の一体化を捉えた認定こども園制度、こちらの導入を検討していつはいかがかなというところでございます。

なお、こちらにつきまして今主幹となって動いているところが、子ども家庭課のほうで動いておるところでございます。ただ、教育委員会におきましてもやはり幼稚園という部門でございますので、こちらと連携を図りながら検討協議していこうというふうに考えております。今後、教育委員会にもこの件につきまして何かしらのご提案ないしは協議、報告等がある可能性重々考えられますので、あらかじめ委員の皆様方にご理解、ご承知のほういただくと幸いですということで、お話し申し上げます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝）　こういう検討中ということで、まだ皆さんに提出すべき資料がないということでございますので、今後いろいろと協議をさせていただくことになると思います。よろしく申し上げます。

では、次に行事予定に入ります。行事予定は別紙のとおりでございますので、お目通しをいただければと思います。

次に、令和2年11月、来月の教育委員会の定例会の開催日でございますが、これちょっと

問題がございます。11月30日に議会の11月会議の2回目があるんですが、そのときのこの会議が終わった後に点検・評価の説明をしなければならないというふうに考えているところなんです。議員の皆さんにその説明をした上で、12月議会が12月8日から始まりますけれども、ここで行政報告するというふうな段取りを考えますと、その30日の前の週の27日か26日あたりには町長・議長に事前説明がここで必要なんです。そうすると、それ以前24日か25日、もしくは26日あたりに教育委員会を開催しないと、段取りどおりにいかないなというのが今の状況なんです。

そこで、一番最初に絞ったのが25日なんです。これ水曜日になってくるとなかなか皆さん都合がおありだと思いますので、ここを考えたいなというところなんですけれども。どうですか委員の皆さん、24日・25日・26日、この3日間の中でどこかしくちやないなと思うんですが、ご希望の日。

○委員（成澤明子） 26日。

○教育長（大友義孝） 26日。

○委員（後藤眞琴） 僕も。

○教育長（大友義孝） 26日がいいですか。留守委員も。

○委員（留守広行） はい。

○教育長（大友義孝） じゃあ、26日の1時半でいいですか。（「はい」の声あり）では、ここでお願いいたします。じゃあ、場所も同じ場所ということでお願いいたします。

大変申し訳ございません、ちょっといろいろ今後のことに向けて日程を入れさせていただきました。ありがとうございました。

それでは、議事日程に示されたものについては以上で終了なんです。改めて別の資料が提出されておりますので、こちらのほう説明いいですか。

では藤崎補佐、お願いします。

○課長補佐兼総務係長兼郷土資料館長（藤崎浩司） 本日お配りした資料でございます。こちらですね、「立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表の実施について」の資料でございます。令和2年10月23日付けで、総第214号宮城県教育庁総務課長名で発している通知文書でございます。よろしいでしょうか。それで、教育委員さんだけちょっとお配りしていたんですけれども、（「今日ですか」の声あり）そうです。

こちら、参考までにお知らせということでお配りしております。4月19日に行われる予定だった立皇嗣宣明の儀についてでございます。これは、秋篠宮様の立皇嗣を宣言する国事行為

であり、皇室の儀礼でございます。

資料の4ページをご覧ください。本来ですと4月19日に行われる予定だったものが、11月8日に行われますということで、閣議決定された資料でございます。

すみません、資料ちょっとまた飛びます。6ページをご覧ください。本来であれば4月19日ということでございますが、そのときに関してですが、国旗を掲揚すること。それと、地方公共団体に対しても国旗を掲揚するよう協力方を要望する。そして、地方公共団体以外の公署、学校、会社、その他一般においても国旗を掲揚するよう協力方を要望することとなっております。このような形で、宮城県教育庁から通知がありますので、よろしくお取り計らい願いますという内容の通知でございます。

美里町としましては、各学校に通知する際に国旗掲揚に関して日曜日となっておりますので、国旗掲揚する目的で勤務する必要はないということと、それから部活動などで出勤している方に関しては、在校している時間だけ校長先生の判断で掲揚してもよいということを通じようかなと思っているところでございます。

私からは以上でございます。

○教育長（大友義孝） 昨年の天皇即位の礼の際も同じだったんですけども、そのような扱いをさせていただければと考えてございます。そういう方向で進めさせていただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

では、もう一つ資料が。よろしくお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） お疲れさまでございます。

私のほうから、資料は本日お配りさせていただいている資料がA4の1枚ものの「第2次美里町総合計画・総合戦略に係るパブリックコメント（住民意見等）」というものでございます。これは、企画財政課のほうで現在パブリックコメントを実施しておりまして、それでその中で教育委員会の部分を抜き出したものでございますが、このような意見・質問をいただいているというところでございます。

それで、企画財政課のほうからは、11月4日までこれの回答をいただきたいということでお話しがございまして、現在この回答についての案を作成しているところでございます。ですので、案ができ次第皆様にご覧いただいた上で、修正をして提出したいというふうに思っておりますので、できれば明日ぐらいにはメールなりファクスなりで見ていただいて、そしてご意見をいただいた上でお出ししたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これは、内容につきましてもなかなか意図が分からない質問等々もあるのですが、ちょっと案をつくってみて、あと皆様のご意見を聞いて対応していきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひしたいというところでございます。

それともう一つが、公立学校施設整備におけるPFI事業実施状況調査ということで、これは成澤委員のほうから情報提供いただきまして、これは文部科学省のホームページだと思っておりますが、その中に公立学校の整備、これPFIでやったものですね。データにつきましてはちょっと古いというか、平成21年4月1日現在ということなのですが、現在は文部科学省のホームページに載っているということでございます。PFI事業でやった学校、その内容ですね。あとは実施方針、一番右側でございますけれども、実施方針と公表ホームページということであるかと思ひます、アドレスというのが載っておりますけれども、こういう資料が出ているというところで、PFIでどんなことをやっているのか、どういう内容でというところを閲覧いただけるものではないかというようなところで情報提供いただいたものですので、今回皆様にお配りさせていただいたということですので、内容をご覧いただければなど、こういうふうに思っております。

それと関連いたしまして、この間総合教育会議が開催されまして、その中でスケジュールがもともと令和6年4月開校が令和7年4月開校という話がありまして、今度11月5日に全員協議会が開かれる予定でございます。この中で、議員に対して新中学校のスケジュールがこうなるという説明がされるという予定になっております。その説明につきましては、町長部局のほうで建設課のほうでやるというふうな段取りになっているところでございます。その中で、学校教育環境整備室として対応しておりますPFIの関係ですね。このスケジュールにつきましては、私はここの室長の立場でそのスケジュールについては、ご説明をするというふうな予定になっているというところでございます。

あと5日の説明後に、PFI事業として進めるための実施方針と、あとは要求水準書の案ですね、これを今のところ11月9日にホームページで公開する。これは、実際の事業者の方、企業の方に対してそういうものを提示していくということで、これから動き出していくというふうな段取りになっているというところでございます。

今後実施方針、要求水準書案につきましては皆様に大体まとまってきましたので、ちょっとまとまったものをお配りしたいなど。これは会議に関わらず、でき次第なるべく早めにお配りしてご覧いただければなど、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。今のお話の冒頭に報告をいただきましたので、今後ますます進めるということだろうと思います。

以上で、今日議事日程にお示しさせていただいた部分については終了いたしました。これで終了でよろしいですか。はい、どうぞ。

○委員（成澤明子） その他のその他なんですけれど、先日東松島の旧野蒜小学校の改修というカリノベーションとかされたのを見る機会がありました。全く民間の会社が補助をもらいながら改修して、なおかつ運営しているというものでした。そのキボッチャというところを見たら、「ここは本当にかつて学校だったのか」と思うような、床はカーペットといいますかじゅうたんとかそういうのを敷いて、教室はそれぞれホテルみたいなベッドが置いてあったり畳の部屋だったりで、壁もきちんと塗り替えて、快適になっていました。このように塗り替えることができるなら、今の学校もそうしてほしいと思うようなきれいな感じでした。仕切りを取ったり、あるいは仕切りを付け加えたりということとかしながら。

新しい中学校ができるようになったら、かつてのそれぞれの中学校をどのようにするかというのを多分、町長部局で考えているのでしょうか。

○教育長（大友義孝） これは、公共施設の検討委員会の中での協議になるんですけれども、結局メンテナンスということで両方の学校があるので、それは使えないことになっております。

○委員（成澤明子） 一緒に行った高齢者の方が話していたんですけれども、砂山小学校もそれから練牛小学校も更地になってしまって何もありません。南郷地区の場合、南郷中学校はまだ新しいし、「いなほの里」だけでは高齢者施設が手狭になるから、例えばそういうのになつたらいいねという話を聞いたものですから、ちょっと話してみました。

○教育長（大友義孝） そうですね、いろいろな活用方法が出てくると思うんですね。その辺については、参入されてくる業者さんに合わせて何ができるかなということもあるでしょうし、いろいろ検討をこれからしていかなきゃないという、そういう大きい部分が多分あるかと思えます。もちろん、委員の皆さんもいろいろ協議をしていかなきゃならないと思います。ありがとうございます。

あと、よろしいですか。

では、以上で本日の日程は全部終了いたしました。これをもって、令和2年10月教育委員会定例会を閉会させていただきます。

大変お疲れさまでございました。

午後4時24分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和2年11月26日

署名委員

署名委員
